

国民健康保険制度が 変わりました

制度改正により
算定方法が変わりましたが
課税額に大きな変更はありません

平成20年4月から、
「老人保健制度」に代わって
「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」が
はじまりました。

それにもない
国民健康保険財政から
支出していた
「老人保健拠出金」がなくなり、
「後期高齢者支援金」を
支出することになりました。

「後期高齢者支援金」は
国民健康保険加入者だけではなく、
社会保険、共済組合などに
加入している人も負担します。

お年寄りが安心して医療を受けられるよう
みんなで支えあう制度です。



問合せ

役場税務課町民税課係

☎2095-2112

内線195・196

国民健康保険税とは

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、すべての人がいずれかの医療保険に加入することになっています。国民健康保険もそうした医療保険の一つです。

国民健康保険は、病院の窓口で支払う自己負担分、国・県・町の補助金、そして国民健康保険税などでまかなわれています。会社の社会保険や共済組合に加入している人は、給料から掛け金を差し引かれていますが、それと同じように、国民健康保険に加入している人には、保険税として納めていただいています。保険税額は、加入者の収入や使われる医療費に応じて決められています。

国民健康保険税は、収入や加入者数などに応じて世帯ごとに計算し、世帯主がその世帯の保険税をまとめて納めます。世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、世帯に一人でも国民健康保険の加入者がいれば納付の義務者は世帯主となります。

高齢者の介護を地域で支える介護保険制度（40歳以上65歳未満が対象）の保険料も介護分として国民健康保険税に含まれます。

住民税の計算方法は、
基本的にどの市町村も
同じですね

国民健康保険税は
市町村ごとに違うんだ。
毛呂山町は左ページの
ように変わるよ。



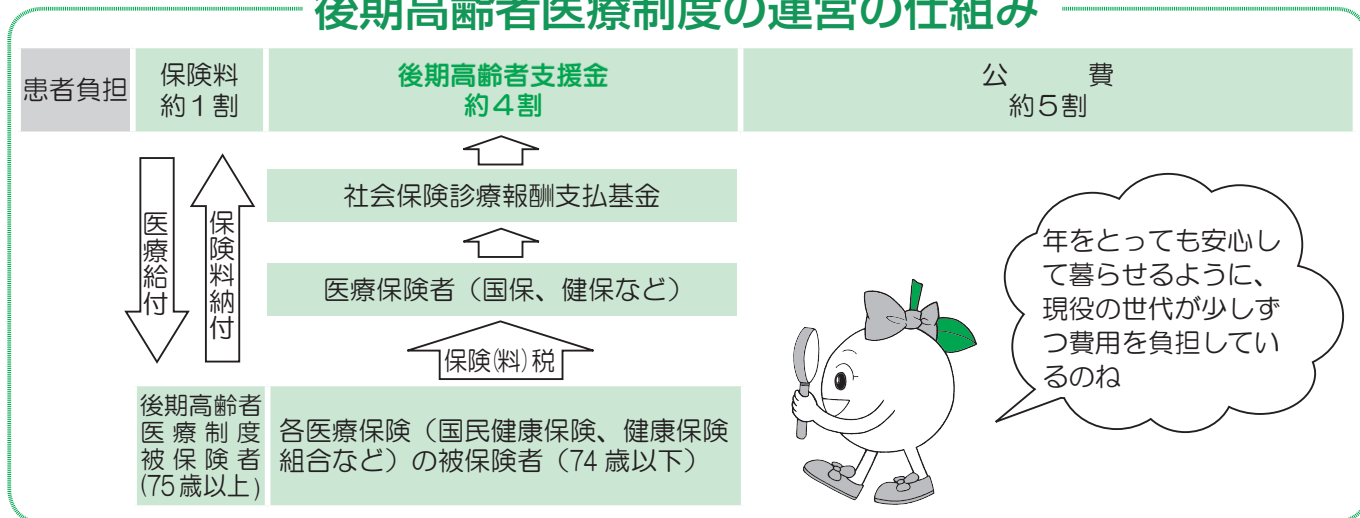
後期高齢者支援金とは

これまで75歳以上の人は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年度からは、あらたに独立した医療保険制度となる「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになりました。

この後期高齢者医療制度にかかわる費用のうち、被保険者本人が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、①公費（国、県、市）から5割、②被保険者本人から保険料として1割、③4割を現役世代（0歳から74歳）からの支援「後期高齢者支援金」で負担します。

この4割の負担分を「後期高齢者支援金」として、新たに保険税として算定することになりました。これは、国民健康保険加入者だけではなく、社会保険などの健康保険組合等加入者においても負担することになります。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み



どのように変わったのか

国民健康保険税の算定方法

これまでの国民健康保険税は「医療分」と「介護分」の2本立て課税でしたが、あらたに「後期高齢者支援金分」を合算して課税することになりました。

ただし、老人保健制度の廃止にともない、「医療分」に含まれていた「老人保健拠出金」はなくなります。税率算定にあたっては、これまでの「医療分」の税率を、あらたに創設される「後期高齢者支援金分」と按分するため、被保険者が負担する国民健康保険税は大きく変わりません。ただし限度額の上限が引き上がったことにより、年税額があがる世帯もあります。なお、介護分の変更はありません。

国民健康保険税の算定方法

改正前	医療分（老人保健拠出金含む）	介護分	
限度額	56万円	9万円	
所得割	7.8%	1.2%	
均等割	19,000円	11,500円	
	資産割40%		
	平等割19,000円		
改正後	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
限度額	47万円	12万円	9万円
所得割	6.2%	1.6%	1.2%
均等割	11,500円	7,500円	11,500円
	資産割40%		
	平等割19,000円		

これまでの医療分の税率で按分します